

香川県避難所生活環境向上のためのNPO・ボランティア活動支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 香川県避難所生活環境向上のためのNPO・ボランティア活動支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、南海トラフ地震などの大規模災害を見据え、災害発生時における避難所の生活環境を改善するため、香川県と災害時における被災者支援活動の実施に関する協定（以下「災害時活動協定」という。）を締結する非営利活動やボランティア活動を行う法人（以下「NPO」という。）に対し、避難所等での被災者支援活動に必要な機械、器具等（以下「避難所生活環境向上用資機材」という。）の購入費用を補助するとともに県内NPOの災害対応力の強化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、香川県内に主たる事務所を設置する災害時に被災者支援のボランティア活動を行う法人とし、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 香川県との間で災害時活動協定を締結していること。
- (2) 災害時に、迅速かつ継続的に避難所等で被災者支援活動を実施できる体制があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 災害時に災害ボランティアセンター及び指定避難所を設置する団体
- (2) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) 政党その他の政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 県税の滞納及び税外未収金のある者
- (7) 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(補助事業)

第4条 前条の目的を踏まえ、補助金の対象は、避難所生活環境向上用資機材の購入（以下「補助事業」という。）に要する経費とする。

2 次の各号に該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 資機材の取得のみを目的とする事業
- (2) 本補助金以外に国又は香川県からの補助や委託等を受ける事業
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- (4) 公序良俗に反する事業
- (5) その他、事業の目的、公益性、公平性などの観点から補助金の活用が相応しくない事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条の補助事業を実施するために必要な経費とし、その範囲は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税の額は補助の対象としない。

- 2 前項の補助の対象となる事業における補助対象経費に対して他の団体又は個人からの寄付金、負担金及び補助金がある場合は、これらを控除した額を補助対象経費とする。
- 3 第1項に規定する補助対象経費は、第9条第1項の規定により知事が交付決定した日以降の経費とする。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、補助事業について別表の補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額の少ない方の額とする。

(補助事業の募集)

第7条 知事は、期間を定めて補助事業の募集を行うものとする。

- 2 前項の募集は、県ホームページへの掲載、その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、知事が定める日までに、補助金交付申請書(様式1)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付等の決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査した上で補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式2)により通知するものとする。また、不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式3)により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、交付申請者等に意見を聞くことができる。
- 3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業実施期間)

第10条 補助事業は、交付の決定を受けた後に着手し、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までに完了しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 第9条第1項により交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げるときは、交付決定通知書を受理した日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業の変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(様式4)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額を増額することはできない。

- (1) 補助事業の主たる内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の合計額の20%を超える金額を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項第1号又は第2号の変更を承認する場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 知事は、第1項第3号の中止又は廃止を承認する場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実績報告)

第14条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後30日以内(第12条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には当該承認の通知を受理した日から30日以内)又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに補助金事業実績報告書(様式5)を知事に提出して行わなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出を受けた場合であって当該書類に不備があるときは、申請者に対し、補正を求めることができる。

(補助金額の確定等)

第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式6)により補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助事業者は、前条の通知を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(様式7)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の一部（交付決定額の80%まで）について、概算払を年に1回することができる。

（交付決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- （2）事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- （3）この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

（返還）

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を、期限を定めて補助事業者へ返還させるものとする。

（財産の管理及び処分制限）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得財産等管理台帳を整え、補助事業完了後も、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 取得財産等のうち、知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の財産とする。
- 3 規則第22条第2項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産等の処分承認申請書（様式8）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の整備）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者に当該書類を引き継がなければならない。

(検査)

第21条 知事は、補助事業が適正に行われたかを確認するため、補助事業の完了後、現地調査等により事業の完了状況を検査することができる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	補助上限額
備品購入費 (取得単価10万円以上(税込み)の避難所生活環境向上用資機材の購入)	補助対象経費の10/10	100万円